

家計急変世帯対象 高校生等奨学給付金のご案内

注意

通常分奨学給付金の申請案内は同封の別紙にてご案内しております。(申請書は兼用です。)

新型コロナウイルス感染症等の影響で保護者が失職するなど、家計急変により収入が激減し、低所得者となった世帯に対する新たな高校生等奨学給付金制度が設けられました。授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。**通常分高校生等奨学給付金と両方の申請はできません。**

○申請できる方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・ 保護者等が兵庫県内に在住している
- ・ 平成26年度以降に入学し、申請日現在も在籍し、年度末までの休学をしていない
- ・ 在学中に、高校生等奨学給付金をこれまで3回（定時制又は通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・ 生活保護（生業扶助）を受給していない
- ・ 令和4年度の保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯ではない
- ・ 家計急変後の収入が「保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯であること。（下記「収入基準」参照）
- ・ 児童福祉法による見学旅行費または特別育成費が措置されていない

○収入基準

保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税に相当する世帯

（提出書類をもとに、家計急変発生後1年間の収入見込額を推計します）

【世帯人数別の年収見込額】 ※※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

2人世帯（寡婦(寡夫)の場合	2,044,000 円未満	7人世帯	4,137,500 円未満
3人世帯	2,214,286 円未満		
4人世帯	2,714,286 円未満		
5人世帯	3,214,286 円未満		
6人世帯	3,700,000 円未満		

※収入見込額には退職金、雇用保険の基本手当(求職者給付)は含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

○給付額

- ・ 7月1日以前に家計が急変し、かつ学校の定める提出期限日までに提出した場合

全日制・定時制		通信制
第1子	第2子以降	
114,100 円	143,700 円	50,500 円

- ・ 7月2日以降に家計が急変し申請した場合、及び提出期限日以降に申請した場合
申請した月の翌月以降（申請日が月の初日の場合は当月以降）の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制・第1子）

114,100 円×6月（10月～3月）／12月＝57,050 円

○提出書類 ①～⑥すべての書類が必要です。

- ・ ①高校生等奨学給付金受給申請書(青色の用紙)【今年度から「通常分」・「家計急変分」兼用となりました。】

【1】申請内容：家計急変分に☑を入れてください。

- ②令和4年度保護者等全員の個人番号カードの写し等又は扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
- ③家計急変についての申立書(添付書類：家計急変の発生事由や家計急変後の収入を証明する書類(離職票(写)、雇用保険受給資格者証(写)、解雇通知書(写)、廃業届出(写)、会社作成の給与支払見込証明書、収入申告書等)、その他必要に応じた追加書類)
- ④保護者等全員分の家計急変事由や収入状況の確認書類(会社作成の給与支払見込証明書、収入申告書等)、その他必要に応じた追加書類)
- ⑤兄弟姉妹も本給付金を申請しており、生徒を第2子として扱う場合は、第1子の給付金申請書の両面写し
- ⑥世帯全員分の健康保険証(写)等…保険証の被保険者番号・記号部分はマスキング(黒塗り)してご提出ください。

※発行手数料が必要な書類については自己負担となります。

○その他

- ・ 家計急変に該当しない離職（定年退職など）、明らかな家計急変事由や収入減少が確認できない場合は給付の対象となりません。

○提出期限(厳守)

令和4年7月15日(金)（事実発生が7月1日以前の申請分）

この日以降も令和5年3月1日まで随時受け付けます。**(給付額は、申請時期に応じた(減額された)金額となります。)**

○提出

配布した封筒に入れて担任まで提出してください。

○問合せ先

明石市立明石商業高等学校

事務室

電話：(078)918-5950

執務時間

平日 8:25～16:55